



# 議会『村議会に』 紀行『聞こう』

地域で、公民館で村民の皆様からよく聞かれる疑問に答えてみました。

## 村議会 & 村会議員のしごと

### 政務調査費は

**問** 国會議員は調査費でキャバクラに行ったてる新聞にのっとったバツテン、うちん村はあるとな。

**答** 本村議会では法で支出が認められた議員個人に対する政務調査費は条例で定めておらず、交付されていません。議員個人の調査ではなく、

常任（特別）委員会としての調査を重視しています。一例として、経済建設常任委員会では、所管事務調査活動の結果として、今後の施策の要望を提言書にまとめ、3月村長に提出しました。  
※5・10・11ページ参照

### 条例とは

**問** 今言いなった条例でなんな。日本には法律があるどがいた。

**答** 条例は、憲法により保障された自治立法権に基づいて南阿蘇村

が制定することができる法の一つであり  
①法に違反しない限り  
②南阿蘇村の事務とされる事項について

制定できます。条例の制定改廃については議会の議決を要します。

### 村の借金

**問** あたの話はためになるな。今気になつるとは村の借金たい。

彦しゃん方は機械代を返すて大ごつしよおらず。村はいくらでどこかり借りるとな。

**答** 昨年3月末で78億1000万円

で、村民一人当たり65万円の計算になり、国・県や銀行などの金融機関から借り入れています。

**問** 村は決算で黒字で言いながら、その年に借金をするどがいた。黒字なら借らんでよかごたるバツテン。

**答** 例えば、道路や学校などの公共施設を建設する時、その恩恵を受けるのは今の村民だけでなく、20年

先の村民も同じです。そこで、借金をして後年度の村民にも負担を求めるところで建設費用の負担を平準化する考え方がです。

村が本当に必要な事業に合併特例債等※活用し、有利な借金をしているか、議会は執行機関に対し監視機能を持っています。

※合併特例債とは償還金の70%が地方交付税で処置される起債です。期限は延長され平成31年度までとなりませんでした。

